平成３０年（フ）第２３６号
愛知県尾張旭市晴丘町池上44番地３　ライオンズマンション晴丘町401号、従前の住所愛知県瀬戸市新郷町116番地の７
債務者　都築　秀和
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５号
兵庫県小野市神明町417番地の43
債務者　池﨑千恵こと　金　　千恵
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第２８号
兵庫県小野市鹿野町2010番地の５、前住所兵庫県西宮市大森町１番27号　ドミール大森Ｂ―102号
債務者　井上　りさ
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第６８号
香川県高松市福岡町４丁目３番13号　めいぞんよしだ202
債務者　松本　隆志
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３８９号
福岡市城南区東油山３丁目14番104号
債務者　一瀬　　誠
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３９８号
福岡市西区姪の浜５丁目７番18―208号
債務者　浅野　　健
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４１３号
福岡市東区香椎照葉１丁目３番７―910号
債務者　組坂　和枝（旧姓久永）
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４２１号
福岡市西区富士見２丁目７番３―101号
債務者　山城　　崇
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４２５号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番２号
債務者　萩原　秀夫（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４２６号
福岡市早良区室住団地52番505号
債務者　松本るり子
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４４０号
福岡県朝倉郡筑前町石櫃100番地41
債務者　八嶋　美咲
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４４１号
福岡県太宰府市五条５丁目４番19号　コーポリメイ102号
債務者　音嶋　翔馬
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４５４号
福岡市博多区元町２丁目２番１―814号
債務者　渕上　みき
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８１号
福岡県糸島市加布里566―４　加藤邸、住民票上の住所福岡県糸島市前原中央２丁目11番28号　201
債務者　郷呂加奈枝
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８３号
福岡市中央区白金１丁目17番５―503号
債務者　池田　優貴
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９号
福岡県大牟田市中白川町３丁目178番地１
債務者　徳永　礼奈
１　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第２０号
福岡県大牟田市米生町１丁目107番地
債務者　村上　光弘
１　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部